一　般　質　問　通　告　書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第２項の規定により通告します。

令和８年11月20日

恵庭市議会議員　新岡　知恵

恵庭市議会議長　川原　光男　様

ページ　２～１

	一問一答　（　有　）	質問所要時間（　６０　分）
大　項　目	１、脱炭素社会へ向けて	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
（１）ごみ減量への取組について	恵庭市一般廃棄物処理基本計画では、ごみの減量化・資源化という課題への対策として、市民には、これまであった大量消費・廃棄型の生活様式を見直すため、購入・消費・廃棄時において、ごみになる物の受取辞退や物を長く使うことなどに努め、循環型社会の形成に取り組むことを期待するとしています。 とりわけプラスチックごみの減量化については、循環型社会形成に向けて環境負荷低減の観点からも重要であり、マイボトルやマイ容器の活用が有効です。市は、その活用に向けた意識啓発を積極的に取り組むべきと考えますが伺います。	
（２）ゼロカーボンへの取組について	恵庭市は、2022年に脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。あわせて、市民が生活の中でどんな事を行えばどれだけの温室効果ガスが削減されるかについて、実践に繋げるための具体的な例（アクション）を掲載した「アクションプラン」を作成しています。ゼロカーボン実現への取組をさらに推進するためには、市として市民の行動をさらに後押しする施策が必要だと考えます。 家庭で使用する電力を再生可能エネルギー由来の電力へ切り替えた場合や、再エネ・省エネ住宅や設備への経済的支援として、国の地域脱炭素推進交付金や北海道の住まいのゼロカーボン化推進事業などを活用し、市独自の補助制度を構築する考えはないか伺います。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏 名　　新岡　知恵	ページ　2～2
大　　項　　目	2、PFAS にかかる安全性確保について	
小　　項　　目	質　　問　　の　　要　　旨	
（1）水道法における水質検査について	2026 年 4 月より、PFOS 及び PFOA が水道法において水質基準に追加されました。よって、上水道だけでなく専用水道と飲用井戸等においても、PFOS 及び PFOA について水質検査をしなければいけません。 市内の該当施設における検査状況について、市はどのように把握しているか伺います。	
（2）下水汚泥堆肥について	恵庭市は下水汚泥の堆肥化を進めていますが、汚泥堆肥に含まれる PFAS にかかる安全性については国も注視しています。農林水産省は 2026 年 7 月、汚泥肥料における PFOS・PFOA・PFHxS の含有実態に関する調査結果と科学的知見を公表しており、継続的な調査研究の必要性を認めています。 本市の場合、下水汚泥を民間事業者に搬出し、他自治体の汚泥等と混合した上で肥料化する仕組みとなっていますが、混合前の本市の汚泥について、その性状と安全性を把握しておくことは重要です。旭川市では、肥料原料としての活用を検討する段階から、下水汚泥について従来の重金属や肥料成分の検査に加え、PFAS の含有量についても独自に調査し、その結果を公表しています。 国の動向や他市の取組を踏まえて、自らが排出する下水汚泥の PFAS 含有量についても自主的な調査を実施するべきと考えます。市の見解を伺います。	
大　　項　　目	3、不登校支援	
小　　項　　目	質　　問　　の　　要　　旨	
教育支援センターについて	市内に 3 カ所の教育支援センターが設置されています。子どもたちが通級しやすいように、地域への設置においては配慮されており、不登校児童生徒の学習機会の確保に寄与していると認識していますが、それぞれのセンターにおいて支援体制や開設時間に違いがあるため、地域格差が生じる可能性があると危惧します。 どの地域に住んでいても同様の支援が受けられるよう、環境整備すべきと考えます。市教委の認識を伺います。	

一　般　質　問　通　告　書

令和８年 恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　柏野 大介

恵庭市議会議長　川原 光男 様

ページ　３～１

	一問一答　（有・無）	質問所要時間 （70 分）
大　項　目	１．公共施設マネジメント	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
	恵庭市公共施設等総合管理計画の策定から、10 年が経過しました。第１次プログラムの検証では、床面積が 4.8%削減され、目標に対して、超過達成との評価がされています。 計画では、公共施設マネジメントの目的として、「公共施設等の全体像を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合などを計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化のための公共施設の適正配置を実現する。」ことを掲げています。それならば、床面積の削減だけでなく、管理経費の縮減や、更新費用の縮減も、成果指標として、検証を行う必要があるものと考えます。 この 10 年間、計画に基づいて、統廃合や PFI を進め、床面積を削減してきた結果、管理経費や将来の財政負担は軽減され平準化されたのか、計画策定時と現在の推計および平成 27（2015）年度から令和 7（2025）年度の実績に基づいて伺います。	
大　項　目	２．市営住宅におけるコミュニティ形成	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
① 指定管理者導入における課題	市営住宅では、入居者の高齢化に伴う管理上の課題に対応することを目指し、今年度から指定管理者制度を導入しました。制度導入から半年が過ぎた中で、これまでにどのような課題が明らかとなり、今後どのように改善を図っていこうとしているのか伺います。	
②市営住宅におけるコミュニティガーデン	高齢化に伴う課題は様々ありますが、単身世帯が増加する中で、団地におけるコミュニティの形成は重要な課題のひとつです。入居者からは、敷地内におけるコミュニティガーデンを求める声があります。それぞれの団地ごとにルールを作り、庭の管理を行うことは、住民同士の日常的なコミュニケーションの機会を増やし、有効な方策だと思いますが、実施に向けた考えについて伺います。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏 名　柏野　大介	ページ　３～２
大　項　目	３．駅周辺における受動喫煙対策	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
	恵庭駅周辺においては、これまでも春先など、タバコの吸い殻が多く見られることから、歩きタバコの禁止を求める意見をいただいています。 路上喫煙は、吸い殻のポイ捨てによる環境美化の問題だけでなく、歩行者や駅利用者が望まない受動喫煙にさらされることもあり、快適で安全な歩行環境を確保する観点から対策が必要と考えます。 北広島市では、ボールパークＦビレッジの開業時期に合わせ、議会が主体となって条例を制定し、北広島駅からＦビレッジまでの主要な道路と駅周辺を路上喫煙規制区域を指定しています。 恵庭市においても、ファーム施設の移転を見据え、快適な歩行環境や公共空間の快適性を確保するため、路上喫煙の規制や分煙施設の設置など総合的な対策を検討する必要があると考えます。 一方で、路上喫煙の規制にあたっては、規制目的や区域、喫煙場所のあり方などを整理するとともに、市民や事業者の理解と協力を得ながら進めることが重要です。そのためには、早期に問題提起を行い、実態把握や市民意見の聴取を通じて、段階的に合意形成を図っていくことが求められると思います。 駅周辺における路上喫煙や受動喫煙の現状と課題をどのように認識しているのか、また、路上喫煙規制区域の設定や分煙施設の整備を含め、今後どのような対策を検討していくのか伺います。	
大　項　目	４．里親委託の推進に向けた環境の整備	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
	これまで恵庭市では、広報えにわなどを通じて、里親制度への理解を深める周知を行なってきました。自治体としては、広く市民に対して周知し、啓発することも重要ですが、事業所としての市役所にもできることがあります。 共働き世帯が増える中で、養育里親となるには、子どもを迎え入れるための準備や、委託直後の生活環境への適応、日常的な養育など、仕事との両立を図るための職場の理解と制度的な支援が必要です。 しかし、里親委託の場合、実子を育てる場合と同様の休暇制度が必ずしも適用されるわけではなく、里親になるための障壁の一つになり得ます。里親委託を増やすには、雇用主である企業や自治体が、里親として子どもを養育する職員を支える環境を整えることも重要です。 千葉県では、2026（令和 8）年 6 月から、養育里親等である職員を対象に、子育て休暇の取得を可能としたほか、里親登録に必要な研修などの際に職務専念義務を免除するなど、制度の充実を図りました。 恵庭市においても、子の看護等休暇をはじめとする各種休暇制度の対象に養育里親等を含めるとともに里親登録に必要な研修での休暇など、制度の充実を図るべきだと思います。 市職員が率先して里親になりやすい環境を整えることは、民間企業への理解促進にもつながるものだと思いますが、里親である職員の勤務環境の整備と休暇制度の拡充について、市の所見を伺います。	

	氏 名　柏野　大介	ページ　３～３
大　項　目	５．市民が安心して市民活動に参加できる基盤整備	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
	町内会の加入率が低下する中で、従来の地域組織に限らず、NPO やボランティア団体、任意団体、さらには個人など、市民が自主的に公共的な活動に参加することは、地域課題の解決や協働のまちづくりを進める上で非常に意義が大きいものです。 一方、市民が新たに市民活動を始める際には、活動中のけがや事故、第三者に対する賠償責任などのリスクが伴います。個々の団体が保険に加入する場合には、保険料の負担だけでなく、保険の選定や加入手続きなどの事務負担も生じることから、新たな活動を始めたり、参加したりする上での障壁となっているケースがあります。 札幌市や弘前市、小牧市など一部の自治体では、自治体が保険会社と包括的に契約し、一定の要件を満たす市民活動について、個々の団体による事前の保険加入や登録手続きを不要とする仕組みを構築しています。 こうした制度は、活動中の事故に対する不安を軽減するだけなく、小規模な団体や新たに活動を始める市民の事務的・経済的負担を軽減し、多様な市民活動を支える基盤になるものと考えます。 また、対象となる活動を町内会などの既存組織に限定せず、任意団体や個人による公益的な活動まで広げることで、これまで地域活動に参加する機会がなかった市民の参加を促すことにもつながると考えます。 恵庭市においても、協働のまちづくりをさらに進化させるため、同様の市民活動保険制度を導入するべきだと考えますが、導入に向けた市の考えを伺います。	
大　項　目	６．防災無線定時放送の予鈴の追加	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
	恵庭市では、毎日夕方に防災無線から「花のふるさと」のメロディが流れ、帰宅時間を知らせています。小学校では、放送が流れる前に帰宅するよう指導しているということですが、すべての公園には時計が設置されているわけではなく、時計を持っていない小学生が、帰宅時間を事前に時間を把握することは困難な状況にあります。 特に遊びに夢中になっている子どもたちにとって、定時放送が流れてから帰宅を始めるのでは遅く、帰宅に要する時間も考慮した対応が必要です。また、日没が早くなる冬期間には、帰宅が遅れることによる交通安全や防犯上のリスクも懸念されます。 現在の定時放送に加え、一定時間前に予鈴を設けることで、子どもたちが遊びを切り上げ、余裕を持って帰宅できるようにしてはどうかと考えます。 子どもたちの安全確保の観点から、予鈴を追加する必要性についての見解を伺います。	

一　般　質　問　通　告　書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　武藤　光一

恵庭市議会議長　川原　光男　様

ページ　１～１

	一問一答　（有）・無）	質問所要時間（３０分）
大　項　目	一般行政について	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
市民スキー場	索道事業認可事業者である島松ハイヤー（株）が令和９年度末を最後に市民スキー場の運営から撤退するとの意向が示された経緯についてお伺いします。	
恵庭市立図書館改修	恵庭市立図書館改修基本計画の概要についてお伺いします。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

一　般　質　問　通　告　書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　　澁　谷　敏　明

恵庭市議会議長　川　原　光　男　　様

ページ　２　～　１

	一問一答　（有）・無）	質問所要時間（　４０　分）
大　項　目	一般行政について	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
職員が生き生きと働きやすい職場とするために	本市では、北海道日本ハムファイターズのファーム関連施設整備をはじめ、今後、大幅な行政需要の増加が見込まれており、市政を取り巻く環境は大きく変化していくものと考えます。 こうした事業を計画どおりに進め、成果につなげていくためには、事業を企画し、調整し、実際に動かしていく職員の力が不可欠です。 一方で、行政需要の増加に対して、職員の人員や業務量のバランスが十分に取れていなければ、職員一人ひとりの負担が増加し、仕事への意欲や働きやすさにも影響を及ぼします。また、大型事業に職員を配置することによって、既存の行政サービスや業務にしわ寄せが生じることも考えられます。 市民サービスの質を維持・向上させ、今後の行政需要に的確に対応していくためにも、「職員が安心して、意欲をもって働き続けられる職場環境を整えること」が重要です。 そのためには、必要な人員の確保はもちろん、既存の事務事業の見直しや業務の効率化などを進め、市全体の業務量と必要な職員数を把握した上で、適切な人員配置や組織体制を整えていく必要があると考えます。 そこで、以下の点についてお伺いいたします。	

	氏名　澁谷　敏明	ページ　2 ～　2
大　項　目	一般行政について	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
本市の防災体制について	１．現在の職員配置や業務量・業務負担に関する認識について ２．大型事業の推進に伴う職員の確保と組織体制について ３．大型事業の推進に伴う既存事業への影響と事務事業の見直しについて 近年では、大雨や地震など大規模な災害が全国各地で発生しており、いつ、どこで災害に見舞われてもおかしくない状況が続いています。 そのような中、１１月２日に災害対応の司令塔となる「防災庁」が発足し、同日に市町村長宛に「事前防災徹底のための緊急要請」が発出されました。北海道においても日本海溝・千島海溝沿いで巨大地震の発生が想定されており、防災体制を事前に整えることは重要であると考えます。そこで、以下の点についてお伺いいたします。 １．恵庭市における防災拠点の考え方について ２．恵庭市における防災資機材の状況について ３．防災訓練の取組について	

一 般 質 問 通 告 書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　市川　慎二

恵庭市議会議長　川原　光男　様

ページ　１～３

	一問一答　(有)・無）	質問所要時間（９０分）
大　項　目	一般行政	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
西島松地区の新市街地整備について	本年７月に北海道日本ハムファイターズのファーム施設移転候補地が本市に内定し、９月には「(仮称)西島松新市街地整備事業に関する基本協定」が締結され、いよいよ具体的なまちづくりが動き出しました。本事業は本市の将来を左右する大規模な プロジェクトであり、市民の皆様への丁寧な説明と合意形成が不可欠です。そこで、過日開催された住民説明会の開催状況等についてお伺いいたします。	
防犯灯について	恵庭市の防犯灯につきましては、防犯灯の LED 化を行ってから１３年が経過し、設置されている防犯灯も徐々に暗くなっているように感じます。灯具の耐用年数も１０年程度と言われており、故障・不点灯のリスクが今後 急増することが見込まれます。計画的な更新が必要と思われますが、防犯 灯の現状についてお伺いいたします。	
リサイクルセンター施設の整備等について	リサイクルセンターの現状と課題、これまでの経過及び今後の展開についてお伺いいたします。	
恵庭火葬場改修工事の中止について	恵庭火葬場恵浄殿改修工事の実施については、中止したとのことですがその経緯についてお伺いいたします。	
ごみ最終処分場について	ごみ最終処分場の課題とこれまでの経緯及びまちづくりが大きく変化する中での、今後の展開についてお伺いします。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名　市川　愼二	ページ　　２～３
大　　項　　目	一般行政	
小　　項　　目	質　　疑　　の　　要　　旨	
除雪について	気象の変動が大きく、特に集中豪雨・豪雪が頻発に起き、災害リスクが高まるなかで、毎日の安全と安心を支え災害に強いまちづくりが必要と考えます。本年度より直営事業を取止め、委託化となります。そこで新体制による除雪等についてお伺いします。	
農業政策等について	本市の基幹産業である農業は様々な環境変化を乗り越え現在の基盤を築いてきたところです。今後も持続可能な農業を続けるには将来の展望を見据えた戦略が必要と考えます。 これらを踏まえまずは、農業振興基金の残高と活用状況についてお伺いします。 農業従事者の減少で草刈り作業の負担は大きな地域課題となっております。 令和８年度から事業を開始した防草シートの設置について進捗をお伺いします。 スマート農業の取り組み状況と今後の展開についてお伺いいたします。 近年、ヒグマの出没確認が多くなっている盤尻地区ですが、本年度、盤尻地区にある市営牧場で実施されたヒグマ対策についてお伺いします。	

	氏名　市川　愼二	ページ　　３～３
大　　項　　目	教育行政	
小　　項　　目	質　　疑　　の　　要　　旨	
教育関連施設の老朽化について	学校給食センターや図書館本館の施設は平成のはじめの時期に建てられ、老朽化が進んでいると認識しております。今年、読書推進課においては、「恵庭市立図書館改修基本計画」が作成されておりますし、給食センターにおいても 令和元年に「恵庭市学校給食センター整備・運営に関する基本的方向性」が示されているところです。そこで、それぞれの施設の現状と課題について、お伺いいたします。	
大　　項　　目	消防行政	
小　　項　　目	質　　疑　　の　　要　　旨	
新たなまちづくりに伴う消防組織体制の現状と課題について	本市では、北海道日本ハムファイターズのファーム施設の移転が決定し、2030 年から 2031 年にかけて開業が予定されております。 施設の開業に伴い、交流人口の増加や関連する建築物の建設など、今後、本市を取り巻く環境が大きく変化することが予想されます。 こうした環境の変化に伴い、火災や救急需要の増加など、消防に求められる役割もより一 層大きくなるものと考えます。 そこで、将来を見据えた消防力の確保が重要であることから、本市における消防組織体制 の現状と課題についてお伺いいたします。	

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 4 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 11 月 20 日

恵庭市議会議員　長谷　文子

恵庭市議会議長　川原　光男　様

	一問一答　（有・無）	質問所要時間（　40　分）
大　項　目	一般行政	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
1.高齢者の運動機会の確保について	本年 11 月 3 日をもって盤尻パークゴルフ場は、持ち主との賃貸契約終了に伴い閉園となったところでございます。閉鎖していた期間が長く、荒れていたこの施設を何とか利用できるまでに回復させたり、開園中については施設の老朽化や維持管理の費用、施設の稼働率などといったさまざまなご苦労や課題があったと伺っております。 高齢者にとって運動やスポーツの場は、単に健康づくりや介護予防だけでなく、仲間づくりや社会参加につながる重要な場でもあります。 盤尻パークゴルフ場を含め、今後のスポーツ施設の在り方を考える中で、高齢者の運動機会をどのように確保していくのかが重要な課題と考えます。 そこで、次の点についてお伺いします。 1.盤尻パークゴルフ場の 3 年間の収支について。 2.盤尻パークゴルフ場の 3 年間の稼働率について。 3.閉園に際しての市民への周知について。 4.今後の高齢者の運動機会の確保等の市の考え方について。	
2.日本ハムファイターズ新ファーム移転に伴う鎌ケ谷市との連携について	日本ハムファイターズ新ファームの移転が本市に決定したことは、恵庭市にとって多方面において効果が期待され、オープンが待ち望まれるところでございます。しかしながら、1997 年に 2 軍本拠地がオープンし約 30 年にわたり日ハム 2 軍と歩んできた鎌ケ谷市にとっては非常に残念なことと考えます。 そこで、この移転に伴う恵庭市と鎌ケ谷市との連携について市の考えをお伺いします。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

一 般 質 問 通 告 書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　吉永　孝之

恵庭市議会議長　川原　光男　様

ページ　１～２

	一問一答　(有)・無）	質問所要時間（５０分）
大　項　目	持続可能なまちづくりについて	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
まちづくりの将来構想について	本市を取り巻く環境は、千歳市における最先端半導体工場の稼働や、北海道日本ハムファイターズファーム誘致により、大きな転換期を迎えようとしています。 これらの動きは、広域的な経済活動や雇用の拡大、人口流入に加え、住宅、交通、商業、医療、教育など、市民生活全般に大きな影響を及ぼすものと考えます。 今年度からスタートした「第６期恵庭市総合計画」では、こうした周辺地域の動向を「活力ある地域経済づくり」の主要課題として捉えた上で、都市ビジョンに「活力と魅力あふれる創造都市」を掲げています。さらに、基本目標においては、プロスポーツの招致による経済活動の拡大や新たな工業団地の整備・企業誘致の推進、またＪＲ駅周辺の都市機能強化と国道３６号沿道の広域交流軸の強化など、新たな市街地整備や交通ネットワークの形成を図る方針が示されています。 この上位計画に描かれた理念や方針を、実際の行政執行や個別施策にどのように落とし込み、実効性あるものにしていくのかが重要と考えます。 そこで、この総合計画における位置づけと方針を実現するため、今後見直しが必要となる関係計画をどのように整理し、連動させていくのか伺います。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名　吉永　孝之	ページ　　２～２
大　　項　　目	有害生物対策と良好な生活環境の保全について	
小　　項　　目	質　　疑　　の　　要　　旨	
１．外来植物による生活環境への影響と対策について	近年、オオハンゴンソウやアレチウリをはじめとする侵略的外来植物の拡大が全国的な課題となっております。これらの外来植物は、一度定着すると在来植物を圧迫し、生態系への影響だけでなく、農業や景観にも様々な影響を及ぼすことが懸念されています。本市においても、市有地や道路、公園、河川敷などでの繁殖が見受けられるほか、農地周辺への拡大も懸念されるところであります。さらに、今後は北海道ボールパークＦビレッジとの連携によるファイターズファームの開業や、ラピダス関連をはじめとした広域的な経済活動の活発化に伴い、人や物の移動の増加が見込まれ、外来植物の新たな侵入や拡大リスクにも注意が必要と考えます。こうした状況を踏まえ、拡大防止や、空き家等を含む生活環境における繁殖防止について現状と対策、今後の取組について伺います。	
２．有害鳥獣による農業被害及び捕獲体制について	本市では、エゾシカやキツネ、アライグマなどによる農作物への被害や、市街地周辺への出没が課題となっております。 特に、農業被害は農業経営に直接的な影響を及ぼすものであり、被害の未然防止と迅速な対応が重要であります。また、鳥獣被害対策実施隊をはじめとする捕獲体制の維持や担い手の確保についても、将来にわたって継続的に取り組むべき課題と認識しております。そこで、本市における有害鳥獣による農業被害の現状、捕獲実績及び鳥獣被害対策実施隊の活動状況について伺います。	
３．市民生活に影響を及ぼす鳥獣への対応について	次に、市民生活に影響を及ぼす鳥獣への対応について伺います。本市では、エゾシカやキツネ、アライグマなどの市街地周辺への出没に加え、カラスによるごみの散乱やハトによるふん害、さらには飼い主のいない猫等のふん尿や鳴き声など、様々な生活被害が発生しております。 これらの問題は、生活環境の悪化だけでなく、市民の不安や衛生面、安全・安心な暮らしにも関わるものであり、適切な対応が求められております。 また、こうした生活被害については、発生後の個別対応だけでなく、被害の未然防止、市民への注意喚起、関係機関との連携など、総合的な対策が必要と考えます。 そこで、市民から寄せられる餌やりや空き家に巣を作る等の相談や苦情の状況、動物の種類ごとの対応体制、被害防止に向けた取組等生活環境対策について伺います。	

一　般　質　問　通　告　書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　小　橋　　薫

恵庭市議会議長　川　原　光　男　様

ページ　６ ～ １

	一問一答　（㊒・無）	質問所要時間（　８０　分）
大　項　目	一　般　行　政	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
令和９年度予算編成における財政運営の考え方について	本市の財政状況は、これまで収入の安定的な確保や予算の適正な執行の結果、概ね健全な状態を維持しているものと評価しておりますが、近年は物価高騰や賃金上昇による経常経費の増加に加え、まちづくりの推進に伴い建設事業費も増大しており、令和９年度当初予算は４００億円を超えるのでは、と推測しているところであります。まちづくりを進めていくためには、まちの発展に必要な事業をしっかりと進めながらも、安定した財政運営を続けていけるかが重要であります。 将来への積極的な投資を行いつつ、持続可能な財政運営をどのように行っていくのか、令和９年度の予算編成における財政運営の考え方について伺います。 加えて、次の点についても伺います。 １．令和９年度における財政規律の考え方について。 ２．経常経費の増加に対する対策について。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名　小　橋　薫	ページ　６　～　２
大　　項　　目	一　般　行　政	
小　　項　　目	質　　問　　の　　要　　旨	
	３．建設事業費の増大を踏まえた、投資の優先順位や平準化について。 ４．将来負担を見据えた取組について。	
ルルマップ自然公園ふれらんどの再整備について	ルルマップ自然公園ふれらんどについては、令和４年度に施設のあり方検討会が設置され、提言やパブリックコメントを経て、令和５年１０月に基本構想が取りまとめられました。 その後、サウンディング型市場調査や整備方針の策定を経て、再整備に向けた取組が進められてきました。本公園では、パークゴルフ場や市民農園の利用者が減少する一方、多目的広場など利用が増加している施設もあり、施設ごとに利用実態が変化しているものと認識しております。 そこで、こうした利用実態やニーズの変化を踏まえ、市は、ふれらんどの再整備の必要性をどのように認識し、どのような課題を整理して基本構想の策定に至ったのか、伺います。	
市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画について	市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画については、令和元年５月の策定後、令和４年８月に改訂され、計画に沿って進められていると認識しております。その中で、土地利用再編計画及び事業計画において、複合施設整備・管理運営事業については設計が進み、全体の配置図や複合施設の平面計画図なども総務文教常任委員会で報告されております。 また、隣接する民間事業ゾーンについても、委員会で報告のあった１２街区については既に着工されているようであり、残りについても着実に事業を推進していただくよう期待するところであります。	

	氏名小橋　薫	ページ　６～３
大　項　目	一　般　行　政	
小　項　目	質　疑　の　要　旨	
	そこで、以下について伺います。 １．柏陽地区複合施設整備・管理運営事業の進捗状況と今後のスケジュールについて ２．民間事業ゾーンの進捗状況について	
大　項　目	ス　ポ　ー　ツ　行　政	
小　項　目	質　疑　の　要　旨	
市内体育施設の今後のあり方について	平成２６年の恵庭市スポーツ振興まちづくり条例制定から１２年を迎えた本年、本市には、北海道日本ハムファイターズのファーム関連施設の立地に向けた基本協定の締結という、スポーツ振興や地域活性化に向けた大きな契機が訪れております。 このことは、単にプロスポーツ施設が本市に立地するということにとどまらず、子どもたちがトップレベルのスポーツに触れる機会の創出や、市民のスポーツへの関心の高まり、さらには交流人口の拡大など、本市のスポーツ振興を新たな段階へと進める可能性を持つものと考えます。 一方、本市の既存体育施設に目を向けますと、老朽化が進み、今後、多額の維持管理費や更新費用が見込まれる施設も少なくありません。 また、公共施設等総合管理計画に基づく施設総量の適正化や統廃合も求められており、限られた財源の中で、市民のスポーツ活動を支える施設機能をいかに維持・充実させていくかが重要な課題となっております。 こうした中、ファーム施設の立地によって高まるスポーツへの関心や機運を一過性のものとせず、市民のスポーツ環境の充実につなげていくためには、既存施設の老朽化対策にとどまらず、将	

	氏名　小　橋　薫	ページ　６　～　４
大　　項　　目	ス　ポ　ー　ツ　行　政	
小　　項　　目	質　　疑　　の　　要　　旨	
	来の人口動態や利用者ニーズ、競技人口の変化などを見据えた、施設全体のあり方を検討する必要があると考えます。そこで伺います。 １点目に、今後の体育施設の整備・再編の基本的な考え方についてです。市は、ファイターズのファーム関連施設の立地を、本市のスポーツ振興にとってどのような機会と捉えているのか。 また、こうした機運の高まりを踏まえ、老朽化が進む既存体育施設について、スポーツ振興の推進と公共施設の総量適正化という二つの課題をどのように両立させ、今後の整備や再編を進めていく考えなのか、基本的な方針を伺います。 ２点目に、施設の具体的な整備・再編の方向性についてです。市内体育施設の現状や利用実態、老朽化の状況、維持管理費などをどのように分析・評価し、今後の施設整備の優先順位や機能の集約・複合化などを検討していくのか、伺います。 また、ファーム施設の立地を契機として、子どもから高齢者まで幅広い市民がスポーツに親しめる環境づくりや、競技スポーツの振興にもつながる施設整備をどのように考えているのか、併せて伺います。	
大　　項　　目	墓　園　行　政	
小　　項　　目	質　　疑　　の　　要　　旨	
第４墓園内多目的広場の有効活用について	恵庭第４墓園の北エリアには、約９，４００平方メートルの多目的広場が整備され、供用されております。この広場は、スポーツや各種団体の活動など、多様な用途で利用できる公共空間であり、市民の活動の場として活用できる可能性を持っているものと考えます。一方で、第４墓園については、墓所の造成計画が見直され、当初想定していた土地利用にも変化が生じております。市	

	氏名　小　橋　薫	ページ　６　～　５
大　　項　　目	墓　園　行　政	
小　　項　　目	質　　疑　　の　　要　　旨	
	の整備方針案においても、北エリアの多目的広場については、当面墓所用地として取り扱う一方、今後の利活用について検討することとされております。この多目的広場について、墓園という施設の性格や静穏な環境に十分配慮しながらも、公共施設としての機能をより発揮できる活用方法を検討する必要があると考えます。そこで、以下について伺います。 １点目に、多目的広場の利用状況と現状認識についてですが、供用開始以降、利用件数や利用団体、利用目的はどのように推移しているのか。また、現在の利用状況を市としてどのように評価し、課題をどのように認識しているのか伺います。 ２点目に、今後の多目的広場の活用方針についてです。墓所の造成計画が見直される中で、多目的広場についても、今後の土地利用のあり方を検討する必要があると考えます。墓園としての環境や景観、静穏性を確保することを前提に、スポーツ活動や地域団体の交流、健康づくりなど、市民の多様な活動に活用できる場として、その機能を充実させる考えはないか伺います。 ３点目に、利用しやすい環境の整備についてです。現在の利用期間や利用手続き、利用料金などについて、市民にとって利用しやすい仕組みとなっているのか。また、利用促進に向けた情報発信や、利用者の意見を踏まえた施設環境の改善について、今後どのように取り組んでいく考えなのか伺います。	

	氏名　小　橋　薫	ページ　６　～　６
大　　項　　目	教　育　行　政	
小　　項　　目	質　　疑　　の　　要　　旨	
ヒューマン・コミュニケーション事業について	今年度からスタートした第６期恵庭市総合計画では、基本目標５子育て・教育の２小中学校教育の充実において、いじめ防止・安心の環境づくりの構成事業のひとつとして、ヒューマン・コミュニケーション事業が位置付いています。 計画においては、取組の方向性として、子どたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止と早期対応に向けた取組を進めますとされていますが、ヒューマン・コミュニケーション事業の目的について伺います。	
ＣＡＰ事業について	ＣＡＰ教育プログラムによって、子どもたちが自分の権利や身を守る方法を学ぶことは重要ですが、実際に子どもがＳＯＳを発信した際、それを受け止め、必要な支援につなげる体制が伴っていなければなりません。ＣＡＰでの学びと、学校における相談体制はどのように連携しているのか伺います。	

一　般　質　問　通　告　書

令和８年　恵庭市議会　第４回定例会において次の一般質問を行うので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　野沢　宏紀

恵庭市議会議長　川原　光男　様

	一　問　一　答（　有　）	質問所要時間　（５０分）
大　項　目	一　般　行　政　に　つ　い　て	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
物価高の現状認識と対応について	物価高の状況が続いております。本市における現状と認識について、お伺い致します。 また、それに伴う対応について、お伺い致します。	
恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金について	恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金についての、これまでの実績及び成果について、お伺い致します。 また、今後のまちづくりの新たな展開に伴うこの事業の対象拡大については、どの様にお考えか、お伺い致します。	
大　項　目	保　健　福　祉　行　政　に　つ　い　て	
小　項　目	質　　問　　の　　要　　旨	
「あいサポート運動」について	様々な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮を正しく理解し、あたたかい地域社会を築くために、鳥取県でスタートした「あいサポート運動」があります。 そこで、この運動についての、ご所見をお伺い致します。	
特定健康診査受診率向上対策事業について	恵庭市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策事業の令和７年度の実績及び現状について、お伺い致します。 また、この事業の現時点での成果検証と今後の方向性について、お伺い致します。	

＊議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入してください。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

一　般　質　問　通　告　書

令和　８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行うので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　松島　緑

恵庭市議会議長　川原　光男　様

ページ　１～２

	一問一答　（㊞・無）	質問所要時間（５０分）
大　項　目	女性の健康と予防の取り組みについて	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
子宮頸がん予防の推進と女性の健康を守る取り組みについて	子宮頸がんには、HPV ワクチン接種による一次予防と、子宮頸がん検診による二次予防があります。しかし、若い世代の女性も罹患し、生命だけでなく将来の妊娠や出産にも影響を及ぼすことから、予防の取り組みが重要です。 北海道においても、ワクチン接種率及び検診受診率の向上が課題となっています。本市では新たな産婦人科医院が開設されたことを契機に、地域の医療機関と連携し、若い世代への正しい情報提供や予防啓発を進めることが期待されます。そこで、本市における HPV ワクチン接種及び子宮頸がん検診の現状と課題を踏まえ、以下の点について伺います。 １，　HPV ワクチン接種の過去５年間の接種率について ２，　接種に対する不安や疑問、副反応に関する相談窓口の現状について ３，　新たな産婦人科医院と連携した正しい情報提供や意識啓発に向けた取り組みについて	
大　項　目	高齢者等の生活支援と移動手段の確保について	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
高齢者等の買い物弱者への支援と通院における移動手段の確保について	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活に欠かせない買い物や通院手段の確保が重要です。高齢者の自動車運転免許証返納後など、買い物や通院に不便を感じている方がいます。また、タクシーについても、運転手不足により予約の取りづらさや、予約に伴う追加料金などが高齢者にとって負担となっていることも考えられます。そこで、以下の点について伺います。 １，　自動車運転免許証返納後の高齢者の公共交通の利用状況把握について ２，　高齢者等が利用しやすいエコバスの利用環境の現状と課題について ３，　コープさっぽろとの連携協定により、令和２年度から運行が開始された移動販売車「おまかせ便カケル」に関する取組状況と利用状況について	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名　　松島　緑	ページ　２～２
大　　項　　目	まちづくりと活性化について	
小　　項　　目	質　　問　　の　　要　　旨	
島松駅周辺整備事業の進捗状況と今後の地域の活性化について	島松地区複合施設「しまのわ」の完成が間近となり、今後は自由通路の整備が予定されているなど、駅周辺の環境整備が進められています。これらの整備により地域住民の利便性の向上や交流が期待される一方で、自由通路への中央改札口の設置や駐車場の確保など解決すべき課題が残されています。今後は駅周辺の整備を契機として、地域住民の交流やつながりを深め、地域全体の賑わいと活性化につなげていくことが重要と考えます。そこで以下の点について伺います。 １，　複合施設「しまのわ」完成後の活用について ２，　自由通路の整備と中央改札口、駐車場など駅周辺の課題について ３，　今後の地域の将来像と、地域の賑わい創出及び活性化に向けた取り組みについて	

一　般　質　問　通　告　書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和　８　年　１１　月　２０日

恵庭市議会議員　　生本　富士代

恵庭市議会議長　川原　光男　様

ページ　１　～　１

	一問一答　（㊒・無）	質問所要時間（　５０分　）
大　項　目	一般行政について	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
えにわ防災ガイドブックについて	防災庁発足に伴い、本市における防災ガイドブックの内容や、運用等に変更が生じるものなのか対応についてお伺い致します。 また、障がいのある方への災害情報提供の充実が求められる中、「耳で聴くハザードマップ」などの音声読み上げ機能を活用した情報提供に取り組む自治体があります。この件に関して、本市の現状認識と今後の取り組みについてお伺い致します。	
障がい者スポーツの普及について	本市における障がい者スポーツの現状と課題についてお伺い致します。 また、障がい者スポーツの推進に向けた環境整備や、体制構築について本市の考えをお伺い致します。	
外国人相談窓口について 多文化共生の推進について	令和７年１０月より市役所４階にて外国人相談窓口が開設され１年が経過する中、この事業の現状と課題の分析について、また、今後の展開についてお伺い致します。 先の総務文教常任委員会において「恵庭市国際交流・多文化共生基本方針骨子(案)」が報告されましたが、本市が目指す多文化共生社会のあるべき姿について本市の考えをお伺い致します。 さらに、外国人住民と地域住民との相互理解を深め、共生社会を実現していくための具体的な取り組みについてお伺い致します。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

一　般　質　問　通　告　書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　小　林　卓　矢

恵庭市議会議長　川　原　光　男　様

ページ　３　～　１

	一問一答　（有・無）	質問所要時間（　５０　分）
大　項　目	一般行政について	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
市営住宅の入居要件と住宅困窮者への支援について	市営住宅は、住宅に困窮する市民の暮らしを支える重要な役割を担っています。 持ち家があっても、老朽化や維持管理の負担、介護や病気、離婚・別居などの事情から、住み続けることが困難になる場合があります。また、持ち家を売却・解体しようとしても、処分と転居の時期を調整する必要があります。 本市の案内では、持ち家がある方は原則として申込みができないとされ、入居申し込み時までに売買契約書の提出が必要としており、処分前の申込みが認められる条件や、処分時期と入居手続の調整について、分かりやすい説明が求められます。また、本市では令和８年１月から単身者の入居対象が拡大され、生活困窮者自立支援法に基づく所定の援助を受けている方や犯罪被害者等、児童養護施設等の退所者なども、所定の要件を満たす場合には対象となっています。一方、市税に滞納がないことなどの入居要件は引き続き設けられています。住宅に困窮する市民が安心して住まいを確保できるよう、現行制度で対応できる範囲と相談支援の課題を明らかにし、必要に応じて要件の見直しを検討することが重要だと考え、以下２点伺います。 ①　持ち家の処分を予定する方について、処分時期と入居手続の調整、必要書類の案内及び対応上の課題を伺います。 ②単身入居の対象拡大後の運用状況及び課題を伺います。	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名　小林卓矢	ページ　３～　２
大　項　目	一般行政について	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
所得段階判定と減免制度の運用及び次期計画に向けた負担軽減について	介護保険は、高齢者が必要な介護を受け、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための重要な社会保障制度です。物価高騰が続く中、年金や限られた収入で生活する高齢者にとって、介護保険料の負担は暮らしに関わる問題です。 本市の第９期介護保険事業計画では、６５歳以上の第１号被保険者の保険料は１３段階に区分され、基準額は年額５万７，６００円、月額換算で４，８００円となっています。 令和８年度は、給与所得控除の見直しに伴い、改正前の控除額を用いる算定上の取扱いにより、住民税が非課税でも、介護保険料では課税とみなされる場合があります。本市では、本人又は世帯員が令和７・８年度とも住民税非課税であることなど、条例の条件に該当する場合について、申請不要の特例減免を設けています。こうした取扱いを市民に分かりやすく説明し、適切に適用することが重要です。 また、本市には所得減少や生活困窮による保険料の減免制度もありますが、収入や資産などの条件が設けられています。制度の利用状況と、納付が困難な方の生活実態を把握し、必要な支援につなげることが求められます。 令和９年度からの第１０期計画に向け、今後の介護給付費や介護給付費準備基金の状況も踏まえ、高齢者の生活実態に配慮した保険料負担のあり方を検討する必要があると考え、以下２点伺います。 ①令和８年度の所得段階判定と特例減免の適用状況、市民への説明・相談対応を伺います。 ② 生活困窮者等への減免制度の利用状況と、第１０期計画に向けた保険料負担の抑制に関する検討課題を伺います。	

	氏名　小林卓矢	ページ　3 ～ 3
大項目	一般行政について	
小項目	質問の要旨	
補聴器の購入と継続使用を支える取組について	補聴器購入助成制度は、高齢者の日常生活や社会参加を支える重要な取組です。 本市では令和７年度から、高齢者補聴器利用促進モデル事業を実施しています。補聴器の購入費用と補聴器相談医の意見書作成費用を助成対象とし、その合計額の２分の１について、５万円を上限に助成しています。 また、使用前後のアンケートにより、聞こえの状況や補聴器の使用状況を把握する仕組みが設けられています。 助成は、交付決定後に補聴器を購入し、領収書を添えて請求する仕組みです。実際の購入に至るまでには、自己負担や購入時の一時的な費用負担、医療機関への受診、販売店での調整などに関して、困りごとが生じることも考えられます。 さらに、購入後も継続して使用するためには、聞こえの状態に合わせた調整や、使用上の困りごとについて、医療機関や販売店に相談できることが重要です。 助成制度の利用状況や使用後アンケートで把握した内容を踏まえ、購入から継続使用までを支える取組を充実させる必要があると考え、以下２点伺います。 ① 相談から申請・購入に至る状況の把握と、助成制度の利用上の課題を伺います。 ② 使用後アンケートの活用状況と、医療機関・販売店への再相談につなぐ支援の現状及び課題を伺います。	

一　般　質　問　通　告　書

令和８年恵庭市議会第４回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第６２条第２項の規定により通告します。

令和８年１１月２０日

恵庭市議会議員　太　田　実　保

恵庭市議会議長　川原　光男　様

ページ　１　～　１

	一問一答　（有・無）	質問所要時間（　５０　分）
大　項　目	一般行政について	
小　項　目	質　問　の　要　旨	
生成 AI の利活用推進と教育環境の整備について	近年、生成 AI の技術革新は目覚ましく、自治体における業務改革や住民サービスの向上、さらには学校教育のあり方にまで大きな変化をもたらしています。本市においても、「恵庭市デジタル化推進計画」のもとで庁内利用を推進し、さらには教育委員会による小中学校での生成 AI 利活用ガイドラインの策定など積極的な取り組みが進められています。 一方で、生成 AI は「導入すること」や「ルールを作ること」がゴールではなく、現場の職員や教職員の業務負担が実際にどれだけ軽減されたのか、住民サービスの質がどう向上したのか、そして子どもたちの学びの深化にどう結びついているのかという「実装と定着の質」が問われるフェーズに入っています。 そこで、以下の点について伺います。 １．庁内における生成 AI 利活用ガイドラインについて ２．行政業務の効率化と住民サービスについて ３．小中学校における生成 AI の教育利用と情報リテラシーの育成について	

※議会申合せ事項第１４条（抜粋）

１．理事者から充分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

２．通告にない事項の質問は、出来ません。